

委員提出書面意見

鈴木
榑本
青木
淺岡
天野
飯田
太田
久保田
永里
西岡
平尾
福川

基之
晃章
保之
美惠
明弘
浩史
勝敏
泰雄
善彦
秀三
隆
伸次

委員
委員
委員
委員
委員
委員
委員
委員
委員
委員
委員
委員

1. 二酸化炭素発生量の削減を社会全体として実現していく上で、検討を加えていくための枠組みとして「主体区分」、「対策対象ガスの区分」に関する整理をしておすことに賛意を表す。主体毎に考えていく際に、産業界に対しては、従来型の経済界一団となったかのような印象を与える経団連の自主行動計画については、これまで一定の成果を挙げたことに敬意を表す。しかしながら、今後の対応はよりきめ細かい考慮が必要となることから、このような集団としての取り扱いには限界があることを理解し、また業界毎という発想にもそれぞれの認識、意識の面での多様性が存在していることから、これからの対応は、「産業界」という発想から脱却し、個々の企業の目標、努力に関する情報公開を徹底し、個々の企業に対する社会的な評価が可能となるシステムを構築していくことが重要であると考えられる。このことは既に、企業によっては大変な努力を始め、その成果も挙げているところが多いことを考慮し、それらの企業が正当な評価を受ける仕組みを同時に準備しておくことが大切であることを意味している。これにより個々の企業の努力を誘起する可能性が大きいと考えられ、評価の仕組みを如何に意味あるものとして作り上げるかが重要である。いずれにせよ、現在のやり方においては、個々の企業努力が業界団体、経団連などの一種の袋の中に入れてしまいうことで隠されてしまい、努力したところが報われない仕組みとなっているところに問題がある。
2. 個々の対策・施策が提案されているところにおいては、余りに特定の、場合によってはマイナーと思われる技術をエンドースしている面が無いとは言えない。これらの技術開発の必要性の記述はあくまでも一例であるということを書いておくことが必要である。
3. 個々の対策と同時に、2030年、あるいはより長期的に、どのような社会を構築していこうとしているのかをビジョンとして示していくことが必要であろう。これまでの生き方を継続するBAUシナリオに沿うのか、エネルギー消費に関してしっかりとした枠をはめていくのか、政府としての意志を明確に示しておくことが重要であり、それに伴った国民各層の努力目標が示されて良い。単に運輸部門、家庭部門における個別の省エネルギー技術を示すのみではなく、長期的な持続的国家建設に向けた人間活動の様式やそれを行う場としての都市機能の設計変更、国民の意識の変革などが示されていて欲しい。そこに向けたキャパシティビルディングも具体的に示すことが望まれよう。
4. より具体的な対策・施策においては、特にわが国の将来のエネルギー政策との関連で明確な意志を示していくことが求められるが、石油、石炭などの化石燃料の供給体制の将来像に基づき、天然ガス利用の将来像、原子力依存の限界の認識、再生可能エネルギーに振り向ける努力の必要性と可能性に関する総合的な意志を示すべきではないか。
5. 特にこの面で強調したいのは、森林に関する管理、あるいは基本法の制定の流れ、バイオマスニッポンに示される将来への期待などを勘案し、また国全体としての公共工事の減少の流れを考慮すると、建設業界の人材を森林管理の方へ振り向けると同時に、国内のバイオマスの利用体系の構築を行っていくことが何にもまして重要であろうと思われる。この点は強調されるべきであり、バイオマスエネルギーへのシフトを具体的に記入することが必要であろう。さらに、国内のバイオマス資源には限界があることから、今後の方向としてのアジア地域との強調により、バイオマス資源の栽培などを行うことがオプションの一つとなってくるであろう。この事も視野に入れた構想が示されて良い。

2004年7月23日

中央環境審議会

地球環境部会長 浅野直人 殿

(社)日本経済団体連合会

環境安全委員会

地球環境部会長 榊本晃章

「中間取りまとめに向けての論点整理」に対する意見について

7月15日に開催されました第22回地球環境部会において示されました資料「中間取りまとめに向けての論点整理」に関する意見を添付により提出致します。中間取りまとめにあたり、何卒ご検討下さいますようお願い申し上げます。

「中間とりまとめに向けての論点整理」に対する意見

2004年7月23日

論点1：目標区分の再整理と温室効果ガス別目標の明確化

- 「国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進」と「革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化」が独立した区分では定量的に評価しにくいことなどは、2002年の大綱見直しの際に、国会を含めて既に指摘されていたところである。それにもかかわらず、政府として現行大綱において▲2%の目標を掲げた経緯を考えると、今回の指摘は一貫性を欠く。現在までの二年半、十分に努力して工夫する余地はあったはずである。
- 特に「国民各界各層の地球温暖化防止活動の推進」は、環境省を中心に、政府の責任として対策・施策を講じていくことになっていた。既に、環境省による「環の国くらし会議」等を含め、昨年度は100億円を超える予算を充てている。まず、その評価を具体的に示すことが納税者への義務である。
- 大綱においても、対策・施策の進捗状況・排出状況等を評価し、必要な追加対策・方策を講ずるステップ・バイ・ステップのアプローチをとることが決定されている。こうした評価がないまま、今になって他部門の削減量との分離が困難との理由で他部門に配分するのは何もしていないこと責任回避としか映らない。政府は▲2%分についても責任ある姿勢を示すべきである。特に、乖離の大きい家庭部門に積極的に情報提供して対策を促していくというような取り組みを目に見える形で行うべきである。政府の責任を曖昧にし、結果として産業部門へしわ寄せするものと言わざるを得ない。
- 特に、「国・地方公共団体による取り組み」として具体的に挙げられている「国の事務・事業に関する温室効果ガス排出抑制対策の実施（約～15万t-CO₂）」「都道府県の事務・事業に関する温室効果ガス排出抑制対策の実施（約～60万t-CO₂）」「市町村の事務・事業に関する温室効果ガス排出抑制対策の実施（約～200万t-CO₂）」「サマータイムの導入（約25～123万t-CO₂）」等に代表される取り組みについて、ないがしろにすることは問題である。
- 1998年の大綱策定の際に、経済界が主張したのは、産業・民生・運輸の区分毎の目標はあくまで目安という点である。それぞれの施策について責任官庁の所在を明確にし、進捗状況の把握に努めるべきである。これまではそれが行われず、ともすると議論が数字の辻褃あわせに終始したのではないか。

論点2：事業者からの排出量の算定・報告・公表制度

- 日本経団連は、「環境立国のための3つの取り組み」において、「環境報告書等の3年倍増」を宣言しており、自主的取り組みとして会員企業における環境情報の開示を奨励・促進するとともに、各産業団体が傘下企業の情報開示に取り組んでいくよう、引き続き働きかけていきたい。
- ただし、CO2排出量は、企業活動と密接な関係があり、企業ごとの様々な事情により、例えばコスト情報にあたる場合もあることから、その公表は画一的な制度ではなく、各企業の自主的な判断に基づくものとすべきであり、積極的に情報開示を進める民間企業に情報開示を義務付ける法律や制度は不要である。
- p4 第5パラグラフでは、「一定規模以上の事業者からの温室効果ガス排出量について、事業者が算定し、行政機関に報告するとともに、行政機関が一覧性を持ってこれを公表する制度の導入」が提案されているが、事業所別のCO2排出量の開示は、個別事業所のCO2排出の増減が問われることになり、事業所を全国展開している企業にとっては、生産状況を見直し、生産移転を行う場合等、企業全体ではCO2排出量を削減しても、個別事業所のCO2排出量が増加すれば誤解を招く可能性があり、企業全体の効率化の妨げとなる恐れがあるので避けるべきである。
- なお、事業者は、既に省エネルギー法、石油等消費動態統計調査等、他の法律・制度においてエネルギー使用量の算定、報告を義務付けられている。また、国と地方公共団体の間でも、相互の連携が図られることなく類似の情報提供を求められている。制度として屋上屋を架すのではなく、所管省庁間等で協議を行い、既存制度をできる限り活用するとともに重複する情報収集を排除する方向で検討すべきである。少なくとも、二重管理や二重報告等は容認できない。
- 事業者には排出量の算定・報告・公表を課す前に、全ての中央官庁、自治体、公的機関が率先垂範して排出量を算定・報告・公表すべきである。この場合も、これらの主体が着実にPDCAを回し、CO2排出削減に繋げる必要があり、実効性の向上につながらなければ意味がない。